

大阪損保革新懇ニュース

大阪損保革新懇事務局
 大阪市中央区道修町3-3-10
 大阪屋道修町ビル3F
 06-6232-1095

『損保代理店の社会的役割を考える』 シンポジウムに155名集う

4月14日(水)本町商工会館7階講堂に於いて、『損保と共済の社会的役割』第3弾「損保3メガ体制のもとで！損保代理店の社会的役割を考える」と題したシンポジウムが開催され、代理店、損保社員、損保OB、共済関係者など155名が集いました。開会挨拶の後、大阪府保険医協会事務局長・杉嶋正信さんより「最新の医療・共済をめぐる情勢」について講演をいただき、つづいて世話人でもある松浦章さんが「損保代理店の社会的役割を考える」と題し講演しました。その後、日動外勤の原告団を代表して長田元さんから「裁判和解に於いて正社員として保険募集を続ける道開く」と、お礼の挨拶があり、会場からの発言もありました。今回のプロジェクト主査の小畑裕久さんの「まとめ」で締め、終了後の二次会にも84名が参加し夜遅くまで交流を深めました。

講演② 松浦 章さん〈要旨〉

兵庫県立大学大学院・大阪損保革新懇世話人

三メガ体制のもたらすもの



三井住友海上グループと、あいおい損保、ニッセイ同和損保が経営統合し、「MS & ADインシュアランスグループ・HD」が発足しました。

また、損保ジャパンと日本興亜損保も「NKSJ・HD」という金融持ち株会社の下に経営統合しました。

東京海上・HDを含めた三つのグループで90%以上のシェアを占めることとなります。アメリカの損保会社数は日本よりはるかに多く、2007年度で2,723社あります。日本の損保産業は先進国では先例のない寡占市場になったのです。

三メガ体制と代理店

いま損保各社は代理店を本当にビジネスパートナーと考えているのでしょうか。代理店の数は、1997年3月末62万店が現在21万店になっています。

今年度の施策の特徴の第一は、新たな、代理店の「選別と切り捨て」です。

三井住友海上は、今年1月に作成した「集約化



・解約活動ガイドブック」という文書で、「目標を達成できなかったら解約するというスタンスは不可。今後、続けていくのが手数料面や実務面で難しいという理解を代理店自身にしてもらおう」という施策を打ち出しています。要は、自らやめるように仕向けなさいという方針です。この間、派遣社員の解雇や雇い止めが社会問題になってきましたが、損保会社が代理店をやめさせるのもまったく同じではないでしょうか。

今年度施策の特徴の第二は、「増収」のみが手数料ポイントに反映することです。

東京海上日動は、2011年度手数料ポイント改定について、「代理店手数料を全体として下げ基調とせざるを得ない」と言っています。そして施策の柱は「会社の成長に貢献しない限り、増収しないかぎり、手数料ポイントは維持できない」というものです。たとえば、1億の代理店が、挙績が現状維持の場合、基礎ポイントは82ポイントにしかありません。

(次ページへ続く)

委託契約書をめぐる問題

早稲田大学法科大学院の大塚英明教授の指摘です。企業には「営業権」があり、営業上の利益を侵害される企業は、侵害者に対して毅然たる法的処置がとれます。代理店の「営業権」の侵害で最も大きなものは委託契約の解除です。委託契約が解除された場合代理店は、ただちに保険会社に対して「契約の引き継ぎ」を行い、顧客情報もまた損保会社に「返還」しなければなりません。

多くの顧客は、保険会社よりも代理店を選んで契約を行うのが一般的ですから顧客情報は本来代理店のものといえます。しかし、契約者のすべてのデータを保有しているのは保険会社です。したがって、保険会社が委託契約を打ち切れれば、たちまち代理店には大きな困難が生じてしまいます。

大塚氏は、「損保会社からの解除権の重さと代理店側からの解除権の重さに、象とアリほどの違いがある」と述べています。

損保代理店の「社会的役割」の発揮を

損保代理店は決して単なる「コスト」ではありません。損保代理店の「社会的役割」は、日本の津々浦々にセーフティネットを張り巡らせることです。しかし、効率化を唯一のものさしにすれば、小さな契約には足を運べなくなってしまいます。セーフティネットの役割を充分果たすことはできません。

「損保産業の社会的役割」の認識、そして「代理店の社会的役割」の認識を、産業全体に広げることがいま本当に必要ではないでしょうか。

[本講演の全文版ご希望の方は近くの世話人又は事務局まで申し出てください。間もなく完成の予定]

三浦比沙子さんが出馬表明

奈良・三郷町長選挙

革新懇会員でもある東京海上出身の三浦比沙子さんが奈良県・三郷町の町長選挙に「いきいき三郷」の会から推薦をうけ、無所属で出馬(25日告示30日投票)を表明し、住民参加の住みよい三郷町のための公約を発表しました。
三郷町にお住まいで知り合いの方がいればご協力をお願いします。

日動外勤裁判和解報告

日動外勤 長田 元さん

私たち日動外勤は、「外勤社員として働き続けたい」と、一方的に外勤社員制度廃止をしようとした東京海上日動火災と裁判闘争をしてきましたが、2月3日に東京高裁で会社との和解が成立し、私たちの要求である「正社員として保険募集の仕事をする」ということが実現いたしました。

会社から外勤社員制度廃止を一方的に通知され、会社とたたかってきましたが、今まで働き続けながらたたかう事ができたこと、そして自分たちが納得できる内容で和解できたことをとてもうれしく思います。皆様のご支援とご協力があったからこそだと思います。本当にありがとうございました。

このたたかいの中で私自身、あきらめずにたたかうこと、社会に訴えて広げることの大切さを実感しました。みなさんにもご協力をいただきました517万枚のポスティングビラや2万枚の裁判長宛の手書き要請ハガキ、全国各地で行った社前抗議要請行動などにより、東京海上日動経営が解決を決断せざるを得なくなったのだと思います。

和解が終わった後に会社側から「もう社前での集会はやめてくれ」とか「もうビラは撒かないでくれ」とかを、私たちの弁護団の先生に言ってきたそうです。5年越しのたたかいでしたが、いろいろな経験もできたし、このたたかいが私の大きな財産になったと思います。

私たちは、7月からは会社がつくる専門代理店に東京海上日動の正社員として出向し、保険募集の仕事することになります。この会社がつくる専門代理店は、会社と裁判でたたかっていた原告全員が入るための代理店で、唯一の会社と交渉できる労働組合をもつ代理店となります。

今の損保経営の募集網政策によって、「手数料ポイントの一方的な引き下げ」など代理店が損保会社の都合で苦しめられています。

私は、自分たちの雇用を守るたたかいは終わりましたがけれども、今までの経験もいかしながら、これからも顧客と直接関わっている正社員及び代理店として東京海上日動に社会的役割を果たさせるためにたたかっていきたいと思っています。

最新の医療・共済をめぐる情勢

講演① 〈要旨〉



大阪府保険医協会
事務局長 杉嶋正信さん

保険医協会とは、「開業医の生活と経営を守り、国民医療を改善する」ことを目的に設立し「いつでも、どこでも、だれでも安心して医療にかかれること」をめざして活動しています。

大阪では開業医と勤務医、兄弟団体である歯科保険医協会とあわせて約1万人が加入しています。主な活動は診療報酬の改善運動と医学の研究会の開催、確定申告など税務経営対策や共済活動、機関紙の発行などですが、それらとともに平和運動にも取り組んでいます。

開業医は、自分で資金や設備を調達し、患者が診療に来れば必ず診察し、1割から3割の自己負担の残りをルールに従って、基金か国保に請求します。

開業医には公的な補償が薄く、休んだ時の補償はゼロです。私たちは、会員のいざという時の備えへの要求に応じて、保険医年金、病気の時の休業補償や、保険医年金、病気の時の休業補償や、死亡時の生命保険などを独自に取り組んできました。

小泉首相の時に数多くの医療改悪が進められました。メタボ検診と言われる特定検診、これをもとにしたの都道府県別「医療費適正化計画」の作成義務付けとペナルティの制度化もそうです。

民主党中心の政権になってからは、公約であった後期高齢者医療制度の廃止が4年先に先送りされています。

医療保険については先送りさせていますが、検診や介護保険などの診療報酬をすべてオンラインで請求することとなっています。これを許すと、皆さん一人一人の健康状態まで国に監視されることとなります。混合診療の解禁もふくめて、この背景には「日本の医療に営利企業を新規参入させよ」というアメリカと日本財界の圧力があります。

今年4月1日からは、「再診料の引き下げ」の代替として「地域診療貢献加算」が創設され、開業医に「24時間連絡をとれるようにせよ」と要求して

きています。開業医はだいたい医者1人ですから24時間患者を見るというのは所詮無理な話です。明細書の発行の義務づけや、入院期間の短縮、入院患者の開業医受診の制限など無理難題を押し付けてきています。

「ニセ共済」規制を口実に

2006年4月から新保険業法が施行されました。オレンジ共済などの「ニセ共済」を規制することが目的とされていましたが、私たち任意共済にも適用されました。日本の政府は、任意団体の共済や、労働組合や農協などの制度共済を含めて、保険事業拡大を禁止すべきであると露骨に言っています。

私たちの事業の中で新保険業法で一番ひっかかるのは「保険医休業補償制度」で、全国8万人いる開業医と歯科医師4万8千人の加入者がいます。

発足から39年経つ制度で、月々1万5千円位の掛け金で、月100万の補償が2年という制度です。この制度があるから開業医は安心して医療ができると評価されていますし、会員要求にそって健全に運営されてきました。

07年3月に『共済の今日と未来を考える大阪懇話会』を、労山とかのスポーツ団体や、自営業者商工団体とか民医連とか横のつながりで発足させ、適用除外の運動を大きくするため頑張っています。

民主党政権になりましたが、どちらの方向に行くのを見えづらい状況です。現政権の金融担当の亀井大臣に申し入れ、「健全に運営されてきた共済を詐欺まがいの共済と同様に規制するのは問題であり適用除外とするのは当然の対応である」との指示をださせることができました。これで大きく進むと考えますが、法人格を持っていないとだめだなどという法案が検討されているようです。いずれにしても適用除外の正念場・最終段階にきている情勢です。みなさんのご協力、ご支援をよろしくお願いします。

(文責・革新懇事務局)



シンポジウムまとめ発言



プロジェクト主査
損保ジャパン

小畑 裕久さん

革新懇シンポジウムは、一昨年、昨年に続いて今回で3回目になります。今回は、代理店に関わる問題を中心に据え、とりわけ代理店手数料を梃子にした今の政策に焦点を当てて開催することとしました。昨年10月に代理店プロジェクト会議を立ち上げこれまでに8回開催し今日を迎えました。

この革新懇シンポジウムは、単に権利だけを主張するためのものでもありませんし、会社を相手にたたかうための決起集会でもありません。損保代理店の「社会的役割」を考え、将来への展望を見出して、そんな思いを込めたシンポジウムです。

この4月から損保は3メガ体制になり、3グループで90%以上のシェアを持つという、世界に類を見ない寡占状態となりました。その中で、儲けのためには直販にも力をいれ、代理店制度そのものをも崩しかねない、利益第一主義の政策がそのまま深更していけば、従業員や代理店だけでなく、小さな契約や儲からない契約者、事故を起こす契約者は、次々に切り捨てる、そんなことが平気で行われるような状況が生まれるのではないのでしょうか。

今の会社の一方的な、手数料を梃子にした政策により、代理店経営や自らの生活にも展望がもてない、そんな状況がさらに悪化しているのではないのでしょうか。代理店さん自身が将来への不安を抱え、仕事や生活に展望が持てない、こんな状態が続けば、契約者への影響もはかりしれません。

今の損保会社の政策の先には、従業員も代理店も二の次、顧客・契約者の顔さえ見えてきません。利益第一、株主最優先の政策としか思えません。これで、損保産業の「社会的役割」を果すことができるのでしょうか。

こんな情勢の中で、先ほど、全損保日動外勤支部の東京海上日動火災社とのたたかいで、画期的和解を成立させたという報告がありました。

大変嬉しいことです。

いま大阪では、もう一つのたたかいがあります。東京海上日動社の代理店である「東海日動パートナーズ大阪」の高田橋洋一さんのたたかいです。このたたかいは先ほどの日動外勤のたたかいと根っ

こは一緒です。東海日動パートナーズ大阪を立ち上げる時は、高田橋さんの業績を中心に立ち上げておいて、契約が移ってきさえすれば、もう本人は要らないとばかり、東海日動社から出向してきた副田社長がパワハラで本人を攻め立てて病気に追いやり、高田橋さんは会社にも行けなくなってしまいました。

高田橋さんは、ずっと損保代理店として誇りを持って仕事をしてきました。そんな思いから、このまま泣き寝入りはしたくないと、裁判に踏み切りました。

5月の13日と14日に、本人や奥さん、周りの人に対する証人調べが始まります。裁判傍聴と裁判所への要請ハガキのとりくみにご協力をお願いします。

いま政治が変わりつつあります。民主党が政権をとり、国民新党の亀井大臣も「自主共済」を救おうとしています。またないチャンスではないのでしょうか。今回、シンポジウムを前に各政党へ協力要請に向けて話をしてきました。国民新党は大阪に事務所がない為、民主党と共産党の事務所を訪問し、今後に向けて良い感触を得てきました。今後、近畿財務局などへの要請も予定しています。

この運動を社会的にも大きく広げ、国民・消費者の理解と支援を得て、本来の損保産業へ社会的に貢献できる、代理店が展望と誇りを持って日本の隅々にセーフティーネットを張り巡らせられるような、本来の損保産業の社会的役割の発揮、「真に国民の安心と安全に役立つ損保産業」をめざしていきましょう!!

本日のシンポジウムは、155名のみなさんの参加で大きく成功いたしました。ありがとうございました。

高田橋裁判の傍聴を！

☆最大のヤマ場迎える☆

13(木)14(金)連日

高田橋さんの裁判は進行協議・弁論準備を経ていよいよ証人調べの山場を迎えます。全員に傍聴していただけるよう入れ替え制を予定しています。多数の熱いまなざしで高田橋さんを励まそう！

13日(木) 10時～夕方 8階810号(中法廷)
14日(金) 10時～夕方 6階611号法廷

- ☆ いずれも昼食が用意されます
- ☆ いずれも終了後6時30分よりアイクルの部屋(大阪屋道修町ビル3F)に於いて報告集会があります。

高田橋さんとともにたたかう会